

指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 条例第8条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 専ら指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。

(7) 廊下幅 次に掲げる基準に適合すること。

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 条例第8条第1項に規定する相談室及び同項に規定する多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用)

第3条 条例第22条第3項第1号イの規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 創作的活動に係る材料費

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第22条第3項第2号イの規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させ

ることが適当と認められるもの

3 条例第22条第3項第3号イの規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (2) 被服費
- (3) 日用品費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
(施設障害福祉サービス計画の見直し)

第4条 条例第26条第8項の規定による施設障害福祉サービス計画（同条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。）の見直しは、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあつては、少なくとも3月に1回以上）行わなければならない。

(サービス管理責任者の職務)

第5条 条例第27条第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(健康管理)

第6条 条例第39条第2項に規定する利用者に対する健康診断は、毎年定期に2回以上行わなければならない。

(施設の運営についての重要事項)

第7条 条例第45条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービス（指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）に係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（条例第14条に規定する実施地域をいう。）
- (8) サービスの利用についての留意事項
- (9) 緊急時等における対応の方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第8条 条例第60条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第20条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第26条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (3) 条例第43条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第52条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録

(5) 条例第56条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第54条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日以前から存する条例附則第2項に規定する指定知的障害者更生施設又は同項に規定する指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第2条第1項の規定を適用する場合には、同項第7号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。

3 平成18年10月1日以前から存する条例附則第2項に規定する指定知的障害者通勤寮、同項に規定する精神障害者生活訓練施設又は同項に規定する精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第2条第1項第7号の規定は、当分の間、適用しない。

4 平成18年10月1日以前から存する条例附則第2項に規定する指定身体障害者更生施設、同項に規定する指定身体障害者療護施設、同項に規定する指定特定身体障害者授産施設、同項に規定する指定知的障害者更生施設又は同項に規定する指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第2条第1項第7号の規定は、当分の間、適用しない。

5 平成24年4月1日以前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第2条第1項第7号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。